

衆議院 総務委員会 議 録 第 四 号

令和四年二月十日(木曜日)

午後二時三十分開議

出席委員

委員長 赤羽 一嘉君

理事 あかま二郎君 理事 斎藤 洋明君

理事 新谷 正義君 理事 田所 嘉徳君

理事 岡本あき子君 理事 吉川 元君

理事 中司 宏君 理事 奥水 恵一君

理事 井野 俊郎君 理事 井林 辰憲君

理事 井原 巧君 理事 大串 正樹君

理事 川崎ひとと君 理事 杉田 水脈君

理事 鈴木 英敬君 理事 武村 展英君

理事 鳩山 二郎君 理事 古川 直季君

理事 古川 康君 理事 松本 尚君

理事 柳本 顕君 理事 渡辺 孝一君

理事 おおつき紅葉君 理事 鈴木 庸介君

理事 山岸 一生君 理事 湯原 俊二君

理事 阿部 弘樹君 理事 沢田 良君

理事 福重 隆浩君 理事 西岡 秀子君

理事 宮本 岳志君

総務大臣 金子 恭之君

総務副大臣 田畑 裕明君

総務副大臣 中西 祐介君

総務大臣政務官 鳩山 二郎君

総務大臣政務官 渡辺 孝一君

政府参考人 (内閣府) デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 内田 幸雄君

政府参考人 (内閣府) 地方創生推進室次長 黒田 昌義君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

政府参考人 (総務省) 大臣官房総括審議官 竹村 晃一君

第一類 第二号 総務委員会議録第四号 令和四年二月十日

政府参考人 (総務省) 大臣官房地域力創造審議官 馬場竹次郎君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 吉川 浩民君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 前田 一浩君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 稲岡 伸哉君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 小宮大一郎君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 大坪 寛子君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

政府参考人 (総務省) 自治行政局長 塩見 英之君

○赤羽委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官内田幸雄さん、内閣府地方創生推進室次長黒田昌義さん、総務省大臣官房総括審議官竹村晃一さん、大臣官房地域力創造審議官馬場竹次郎さん、自治行政局長吉川浩民さん、自治行政局長前田一浩さん、自治税務局長稲岡伸哉さん、消防庁次長小宮大一郎さん、厚生労働省大臣官房審議官大坪寛子さん、国土交通省大臣官房審議官塩見英之さん及び国土交通省水管理・国土保全局次長高橋謙司さんの出席を求め、説明を聴取したいたしと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○赤羽委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○赤羽委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。柳本顕さん。
○柳本委員 自民党の柳本顕です。
国会初めての質疑、当総務委員会にて機会をいただきましたことに、赤羽委員長を始め理事、関係の皆様方に感謝を申し上げます。
私は、平成十一年から五期、大阪市会議員を務めさせていただきまして、この間、一貫して、地方の活性化こそが日本全体の活性化、成長につながるという考えを持ってまいりました。地方を活性化させるためには、徹底した地方分権、権限と併せて、自主的に自由に活用できる税財源を地方自治体が確保することが必要です。

そういった視点に基づきまして、地方税法等の一部を改正する法律案などについて質問をさせていただきます。
初めに、令和四年度地方財政計画についてお伺いをいたします。
現下の地方財政は、巨額の財源不足や多額の借入金を抱え、大変厳しい状況にあります。また、地方自治体の現場では、新型コロナウイルス感染症への対応を行いつつ、様々な地域の課題に取り組まなければならない、さらには、従来から実施している社会保障、教育などの行政サービスを縮小することもできない。そんな自治体からは、地方が自由に使える一般財源総額の確保について切実な声が寄せられています。また、その中でも、地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の発行抑制について強く要望がなされてきています。
令和四年度地方財政計画は、こうした地方の声に答える結果になっているのでしょうか。その評価についてお伺いをいたします。
○田畑副大臣 柳本委員の御質問にお答えを申し上げます。
令和四年度の地方財政計画においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、自治体が行政サービスなどを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化などの重要課題に取り組めるよう、一般財源総額につきまして、令和三年度を上回る六十二兆円を確保いたしました。
その中でも、地方交付税総額について、令和三年度を〇・六兆円上回る十八・一兆円を確保しつつ、臨時財政対策債については、発行額を令和三年度から三・七兆円抑制し、残高を二・一兆円縮減することとしております。
自治体の安定的な財政運営の観点から最大限の対応ができたと考えており、地方六団体からも評価をいただいているところでございます。

○柳本委員 ただいまも答弁にございました臨時財政対策債、これは臨時債とも言われておりまして、二〇〇一年、導入された地方債のことではありません。

本来は交付税として地方に交付されるものが財源不足となることから、結果として、地方が背負わされている借金だというふうに認識しております。私自身も、今回の令和四年度地方財政計画を一目見たときに、長年、発行の抑制や廃止を求めてきた臨時債が前年度と比較すると半減以下となっていることに思わず注目をしてしまいました。

しかし、臨時財政対策債が大幅に抑制されていることの要因の一つとして、地方税が増収となったことが挙げられます。

そこで、確認をしておきたいのですが、今回の地方財政計画における令和四年度の地方税収の概要はどのようなものになっているのでしょうか、お聞かせください。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年度の地方財政計画では、地方税及び地方譲与税の税収は四十三・八兆円となり、前年度から三・九兆円の増となっております。このように地方税等の増収を見込んでおりますのは、足下の令和三年度の税収実績が堅調であり、地方財政計画額を上回ると見込まれることや、企業の業績の見通しが改善していることなどによるものでございます。

地方財政計画ベースで主な税目の令和四年度の見込みについて申し上げますと、特別法人事業譲与税を含む地方法人二税が企業業績の改善などにより前年度より二・五兆円増の八・三兆円、個人住民税が給与所得の増加などにより前年度より〇・五兆円増の十三・一兆円となっております。

○柳本委員 地方税、思った以上に企業業績が悪くないということで、これは喜ばしいことだというふうに思います。ただ、臨時債の発行を抑制したことを受けて、今般、臨時財政対策債の残

高も縮減されたことについて、地方からも一定の評価というか喜びの声もあるというふうに聞いておりますが、一方で、依然として臨時財政対策債の残高は五十兆円を超えております。将来に向けてこの臨時債の発行抑制、残高を縮減する流れを継続し、健全化への道筋を立てていくことが重要であると考えます。

臨時財政対策債の更なる抑制に向けて今後どのように取り組んでいくのか、総務省の見解をお伺いいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

地方財政の健全化のためには、本来的には臨時財政対策債のような特例債になるべく頼らない財務体質を確立することが重要であると認識しております。

先ほどの副大臣の答弁の繰り返しにもなりますけれども、令和四年度の地方財政計画におきましては、地方税の増収などにより財源不足を大幅に縮小し、臨時財政対策債の発行額を令和三年度から三・七兆円抑制し、残高を二・一兆円縮減することとしているところでございます。

今後とも、経済あつての財政の考え方の下、経済を立て直し、地方税などの歳入の増加に努めまるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うことにより財源不足を縮小し、臨時財政対策債の発行抑制に努めてまいりたいと考えております。

○柳本委員 まずは抑制ということでありますが、私は将来的にはこの臨時債、廃止すべきと考えています。地方交付税の法定率の引上げなど、本来の姿に立ち戻り対処すべきで、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立が必要であると考えております。

その一方で、現実的に、あるいは地方が独自で努力できる部分として、安定的な地方税の確保をする対応が必要であります。ただいまの答弁でも経済あつての財政という言葉がありました。なかなか容易なことではありませんが、この経済あつての財政という基本を地方においても実現

することが求められます。

先日、金子総務大臣は所信で、第一に、デジタル田園都市国家を実現するためには、地方におけるデジタル基盤の整備や行政のデジタル化が必要であるとおっしゃっておられます。

思いを同じくするところでありますが、私は、地方自治体が積極的に地方経済を活性化するための施策を講じ、これを更なる税収増につなげていくという好循環を生み出すという展望を持ってデジタル田園都市国家構想を進めていく必要があると思うのです。

地方経済を活性化させるという観点から、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて政府としてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○内田政府参考人 お答えします。

先生御質問のデジタル田園都市国家構想は、人口減少、高齢化、産業の空洞化など、地方が抱える課題をデジタルの力を活用することによって解決し、地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指すものでございます。このように、地方においてデジタルを積極的に活用していくことで、稼く地域や仕事を創出し、地域経済の発展につなげることができると考えております。

今後、政府一丸となつて構想の実現に向けて取り組むことで、早期に地元の方々実感できる成果を上げてまいります。

○柳本委員 ありがとうございます。

地方創生を実現し、自立分散型の地域経済を構築していく上でも、デジタル田園都市国家構想は非常に重要な軸となつてくるものと考えております。

今後、地方自治体においても、政府の大きな方針の下、取組を進めていくことになると思います。が、単なるデジタル社会に対する対処という受け身の姿勢ではなくて、各自治体が、地域経済を活性化させるツールとなり得るという熱意をもち、積極的に取組を進められるような動きへと

導いていただきますよう、要望をしておきます。地方税の確保という点では後半に改めて質問させていただきますが、次に、国による財源確保について、何点かお伺いをいたします。

令和二年度は、新型コロナウイルス感染症の対応、とりわけ国での支援策が確立する前段で、各地方自治体が独自で、時短要請などに対する事業者支援や生活に困窮される方々への給付金などが実行、実施されてきました。緊急時対応ということで、当初は、各自治体がそれぞれに持つ財政調整基金をそれら支援策の財源として活用したケースも多くありました。その後、国において地方創生交付金が、国が定めた支援策に依拠して、あるいは一定の各自治体の自由度のある支援策に対応する財源として交付されたことを受けて、基金を再び積み戻している地方自治体もあるというふうに聞いております。

昨年の当総務委員会でも、自民党の斎藤委員よりその傾向は確認されているところでありましたが、直近の状況として、地方自治体における財政調整基金の残高はどのようなものになっているのか、お聞かせください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ほとんどの事業を全額国費対応といたしまして、ほとんどの地方自治体の判断によつて自由度が高く地方単独事業に取り組むことができる財源といたしまして、内閣府所管の地方創生臨時交付金も措置されているところでございます。

このような中、地方自治体では、感染症対策に係る国からの補助金等が交付されるまでの間の一時的な財源などといったしまして、財政調整基金を取り崩して対応し、その後の補助金等の交付によつて、基金から取り崩した財源を振り替え、残高を一部戻した自治体もあると承知しているところでございます。

その結果、令和二年度末におけます財政調整基金残高は七・〇兆円となっております。令和元年度末の七・二兆円と比べますと、約〇・三兆円

減少しているところでございます。ただし、東京都を除く道府県分と市町村分の財政調整基金残高は〇・一兆円の増となっているという状況になっております。

地方自治体には、感染症対策に関連した対応等に今後も取り組んでいただくこととなります。また、総務省といたしまして、基金残高にも注視し、地方財政の運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

○柳本委員 ありがとうございます。

多少、地方自治体によって、凸凹というか、積み戻しされていない部分はあろうかと思っておりますけれども、全体、総額としてはおおむね戻ってきているという答弁でありまして、少し安心をさせていただきました。

コロナ感染症対策のように緊急の事象や、時代の変化に対応すべく国全体に係る事案については、地方自治体が地域の実情に応じて柔軟な取組を展開し、必要な行政サービスを提供するという責務を果たしていくとしても、国による財源確保が必須であるというふうに考えます。

今、国の方でも、積極財政が財政健全化かというような議論が絶えず行われているわけですが、地方自治体は、国と比較すると経済対策や金融対策の権限が弱くて、赤字地方債の発行についても制約が大きいことから、どうしても財政健全化に傾注せざるを得ないような側面があるかと思えます。

一方で、地域のデジタル化や、防災・減災、国土強靱化など、喫緊の課題が山積しているのも事実であります。自力で財源を確保することが困難な地方自治体がこうした課題に安心して積極的に対応していくためには、国による財源確保が必要ではないでしょうか。

今回の地方財政計画において、しっかりと財源確保がなされているのか、その内容についてお伺いをいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年度の地方財政計画では、その歳出にお

きまして、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組の推進、消防防災力の一層の強化に対応するために必要な経費を計上いたしますとともに、自治体が行政サービスを安定的に提供できますよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行った上で、一般財源総額につきまして、交付団体ベースで前年度を上回る六十二兆円を確保したところでございます。

各地方団体におかれましては、このような地方財政計画を踏まえまして、それぞれの地域の課題にしっかりと対応していただくことを期待しているところでございます。

○柳本委員 ただいま局長から大枠についてお聞かせいただいたわけでありまして、個別具体について確認をしていきたいと思っております。

豪雨であるとか、台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発化、激甚化しております。住民の生命財産を守るための防災、減災の取組は極めて重要であります。

今回、緊急防災・減災事業費の拡充を行ったというところでありますが、その趣旨と内容についてお伺いをいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

豪雨、台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発しております。また、激甚化、広域化する中で、人命に直結する発災時の応急対策がより重要となっている、こういったことを踏まえまして、消防防災力を一層強化するため、令和四年度より、緊急防災・減災事業の対象事業を拡充することとしていただいております。

具体的には、消防本部におけます災害対応ドローンの整備、そして、消防救急デジタル無線の機能の強化、応援職員の受入れ施設等の整備、そして、連携協力によるはしご自動車等の整備、これらにつぎまして新たに対象とすることとしておりまして、地方団体においては、本事業を活用し、喫緊の課題であります防災・減災対策にしっかりと取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

○柳本委員 豪雨や台風被害などに対する対処においてもそうなんです。先日の大阪府北區のビル火災のような都市型火災においても、人での対応が難しい場合にドローンが大活躍するようなケースも増えてきております。各自自治体において、緊急時に機動的に対処できる体制を構築することにつながることを期待したいと考えております。

防災対策と併せて、気候変動に対する対応も、地域によって多少濃淡があったとしても、一定の目標を持つて取り組むべき社会的課題であると認識しなければなりません。地方自治体としても、脱炭素化の取組が求められます。二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するためには、まずは、政府や地方自治体が率先して脱炭素化に向けて積極的に取り組んでいるところを広く示す必要があります。

今回、令和四年度の地方財政計画においては、地方自治体における脱炭素化の取組を推進するためにどのような財政措置が盛り込まれているのか、その内容と狙いについてお伺いをいたします。

○田畑副大臣 お答え申し上げます。

地方自治体の脱炭素化への取組の質問、ありがとうございます。

令和三年十月に閣議決定されました地球温暖化対策計画におきまして、地方自治体には、地方自治体保有の建築物などにおける太陽光発電の最大限の導入など、率先的な取組を実施することが求められております。

そのため、地方自治体が脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、令和四年度から、公共施設等適正管理推進事業費の対象事業に、新たに脱炭素化事業を追加することといたしました。

具体的には、公共施設及び公用施設における太陽光発電の導入、建築物におけるZEBの実現、省エネルギー改修の実施、LED照明の導入を対象とし、公共施設等適正管理推進事業費を九〇%

充当できることとし、財政力に応じてその元利償還金の三〇%から五〇%までを地方交付税措置することといたしております。

事業期間は、地球温暖化対策計画において令和七年度までを集中期間とし、脱炭素を前提とした施策を総動員することとしていることを踏まえ、令和四年度から令和七年度までの四期間としていただいております。

地方自治体におかれましては、こうした事業を活用し、公共施設等の脱炭素化の取組を積極的に進めていただくことを期待しております。

○柳本委員 政府、地方自治体による取組が集中的に行われることによって、民間にもそういう大きなうねりという流れができることを期待したいと思っております。

喫緊の課題として、かつ日本全体として取り組まなければならない課題としても二点、保健所の体制強化と児童相談所の体制強化についても確認をしておきます。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応に際して、各地域の保健所は、住民の健康観察や住民からの相談対応など極めて重要な役割を担っています。しかしながら、感染が拡大した地域では、必ずしも十分な体制が確保できず、大きな業務負担が生じるなどの事態が発生し、平時から保健所の体制強化を行うことの重要性が改めて認識されたところであります。一昨年から体制強化しつつあるものの、第六波の今においてもまだ保健所との連絡に滞りがあるという話は絶えません。

各自自治体がそれぞれの地域実情を踏まえながら保健所の体制強化に取り組むため、国として責任を持つて財政措置を拡充すべきだと考えます。総務省としての考えをお聞かせください。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

各地方団体においては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、各地方団体の実情に応じて保健所の体制強化に取り組んでいただくことが必要であると認識しているところでございます。

総務省といたしましては、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事いたします保健師を、令和三年度と令和四年度の二年間で、コロナ禍前の約一千八百名から一・五倍の約二千七百名に増員できますよう、令和四年度におきましては、地方財政計画上、四百五十名増員いたしますとともに、地方交付税措置といたしまして、道府県の標準団体において六名増員することによりましております。

今後とも、厚生労働省とも連携しつつ、保健所の体制強化に向けまして必要な支援に努めてまいりる所存でございます。

○柳本委員 昨今、行政ニーズが大きく高まっているもう一つの事案が、児童虐待防止対策の強化であります。

児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加を続けておりまして、十年ほど前は一年間で五万件程度だったのが、令和二年度には約二十万件となっております。特に都市部において、一人の児童福祉司が対応に当たる相談件数が高い傾向が見られ、大きな負担になっていると聞きます。大阪においても事態は深刻です。

各地方自治体においても配置職員数を増加させてきているとは聞いておりますけれども、こうした状況を踏まえると、児童福祉司や児童心理司の配置数を更に増員し、児童相談所の体制を一層強化するための財政措置を講じるべきだと考えます。が、総務省の見解をお伺いいたします。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

児童相談所の地方交付税措置につきましては、令和元年度から四年度までを対象期間といたしまして児童虐待防止対策体制総合強化プラン、これに基づいて必要な職員数を計上してきたところでございます。

しかしながら、令和三年度におきましては、プランの目標年度である令和四年度の人数を一年前倒ししたしまして、地方財政計画に計上するという対応を行ったところでございます。

その上で、令和四年度におきましては、児童虐待

待相談対応件数が増加している状況を踏まえ、更に地方財政措置を拡充することとしております。

具体的には、本年一月の関係府省庁連絡会議で決定いたしました令和四年度における児童福祉司等の配置目標について、これに基づきまして、地方財政計画上、児童福祉司五百五人及び児童心理司百九十八人を増員いたしますとともに、地方交付税措置といたしまして、道府県の標準団体において、児童福祉司八人及び児童心理司三人を増員することとしております。

今後とも、児童相談所の体制強化に向けまして、関係府省庁と連携しながら、適切に地方財政措置を講じてまいりる所存でございます。

○柳本委員 ありがとうございます。

令和三年度に一年前倒しをして、令和四年度も更に体制強化ということで、心強く感じます。

また、これらについては、体制強化の財政措置だけでは不十分でありまして、人材確保に向けての研修であるとか、あるいは処遇など、厚生労働省サイドの体制整備も必要であることを付言しておきます。

また、保健所や児童相談所については、この設置権限が、都道府県から政令市、さらには中核市にも移譲されてきています。

私は、徹底した地方分権を進める上で、事務事業はできるだけ市町村において担えるようにして、都道府県は、補完性の原理に基づき、市町村の連絡調整に徹し、市町村が当該事務事業を実施できない部分についてのみ対応するという役割分担が必要だと考えております。

もともと、一般のコロナ禍など、緊急時や災害時における対応としては、集権的に対応、あるいは連携調整を強化していく必要もありますが、引き続き、国と地方との役割分担を明確にしなから、その中で、基礎自治体優先の原則に基づき、住民に身近なところで行政サービスをワンストップで完結できるような方向性を追求していただきますように、お願いをいたします。

国で一体的に取り組むこと、緊急性のあるもの

などについては、国での財政措置が求められますという話を今してきたわけでありますが、その一方で、地域の実情に応じた地域独自の柔軟な取組をしていくためにも、地方の行政サービスについては、基本的には、できるだけ地方税で賄うことが重要であります。

その中でも、固定資産税は市町村の基幹税であり、市町村における多種多様な地域ニーズに応えるための財源を確保するためにも、固定資産税の充実、確保は非常に重要であると考えております。

一方で、今回の地方税法の改正法案では、固定資産税の負担調整措置について、地価が上昇した商業地の税額の上昇幅を評価額の二・五％に半減させる特別な措置を講じることとされておりますが、こうした措置を講じることとした狙いをお伺いいたします。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

令和四年度税制改正におきましては、土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、地価が一定以上上昇した商業地について、令和四年度に限り、税額の上昇幅を評価額の二・五％分に半減させる特別な措置を講じることとしたとしております。

これは、固定資産税は市町村の重要な財源であり、既定の措置を適用するよう求める意見があった一方、足下の経済状況を踏まえ、負担の軽減を求める要望もあつた中で、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から講じることとしたものでございます。

○柳本委員 非常に難しい判断があつたかと思えます。

もちろん、事業者の方々からすれば、固定資産税を払う立場からすれば、少ないにこしたことはないわけでありまして、各自自治体からすれば、二・五％分に半減させられてしまうと、まさに地方税収が減ってしまうことにつながるわけです。

今般の措置は令和四年度に限った措置であり、

経済回復に万全を期すために必要なものであると私も考えますが、その一方で、全国市長会からは、令和五年度は既定の負担調整措置を確実に実施するよう求める声明が出されております。そのことも踏まえ、令和五年度の負担調整措置についてはどうしていくのか、お伺いをいたします。

あわせて、今後に向けての地方税収を確保していくに当たつての総務大臣の決意をお伺いいたします。

○金子 恭 国務大臣 柳本委員にお答え申し上げます。

先ほど、局長から今回の措置についてはお答え申し上げました。

また、今、全国市長会からの声明についても御紹介いただいたわけですが、今般の固定資産税に係る措置は令和四年度に限ったものであり、令和五年度については、既に地方税法で規定されている、評価額の五％分の税額を加算する、従来どおりの負担調整措置が適用されているものと考えております。

今後とも、市町村の基幹税であります固定資産税の安定的な確保を始め、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に取り組みつつ、地方の行政サービスをできる限り地方税で賄うことができるよう、地方税の充実確保に努めてまいりたいと思っております。

○柳本委員 金子大臣、ありがとうございます。

地方自治体からは、切実な声が聞かれるわけがあります。

そして、地方自治体が中長期的に税収をしつかりと確保していくために、地域経済活性化あるいは産業振興を進めていく必要があるというふうに思いますので、冒頭にお聞かせいただきましたデジタル田園都市国家構想なども運動させながら、地域経済の発展がひいては地域、それぞれの自治体の発展につながっていくような取組へと、税体系についても工夫をし、配慮をしていただくように要望をしておきます。

その上で、財源を確保していくためには、各地方自治体において業務を効率化していくという視点も必要だと考えております。

繰り返しになりますが、コロナの影響等もありまして、地方財政は引き続き厳しい状況にあると考えています。その中で、それぞれの地方自治体が地域の実情に応じた創意工夫によって経済を盛り上げていくことで、地方自治体がかつての税収を確保していくことが重要であります。そのため、行財政改革や業務の効率化により、限られた行政資源を有効に活用していく必要もあるわけですね。

そういったことを考えますと、行財政改革については、決してこれはゴールがあるわけではなく、絶え間なく努力していくことが必要だとは思いますが、各それぞれの地方自治体単独での取組には限界があつて、今後は、地方自治体間で連携して取組を行うといった視点がこれまでに以上に重要になると考えます。

自治体間連携に対する総務省の認識及びこれまでの取組について伺いをいたします。

○吉川政府参考人 お答えいたします。

住民に最も身近な市町村が持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、地域や組織の枠を超えた連携が重要でありまして、その際、各市町村が地域の実情に応じて、市町村間の広域連携や都道府県による補完など、多様な手法の中から最も適したものを選択し、取り組むことが適当であると考えております。

そこで、総務省では、これまで、定住自立圏や連携中枢都市圏などの広域連携施策を推進いたしますとともに、従来からございます事務の委託といった手法に加えまして、連携協約や事務の代替執行などの制度を設け、広域連携に係る多様な手法の中から市町村が最も適したものを自ら選択できる環境を整えてまいりました。

現在、定住自立圏が百三十圏域、連携中枢都市圏が三十四圏域形成されておりまして、広域連携の取組は相当程度広がっていると認識しております。

ります。

○柳本委員 ありがとうございます。

連携を強化していく認識をお持ちいただいて、かつ、様々なメニューを提示した上で、その上で各自治体の状況に応じた取組が今なされているということ、すばらしいことであると思っております。

実は、昨年の十二月二十四日の日経新聞の方々に、関西経済の、関西方面の新聞紙面なんですけれども、四核市、競争より協調、西宮、尼崎、豊中、吹田のNATS、労働相談や環境対策で連携という表題の記事が出ているんですね。

このことについて解説した紙面というか記事が昨年の十月二十四日にも出ておりまして、どういうことかといえますと、兵庫県の中核市と尼崎市、大阪府の豊中市と吹田市の四核市が、それぞれの頭文字を取った都市間ネットワーク、NATSという広域連携を進めている、衛星都市として共通課題を抱えているのを背景に二〇二〇年に開始、まず労働相談や地球温暖化対策で協力を始め、来春からは職員の人事交流も計画する、協定もない緩いつながりだが、四市の人口を合わせると約百七十二万人に上り、政令指定都市の神戸や京都を上回る全国五位の規模で、衛星市がまとまって発言力を高める試みにもなりそうだというふうに書かれているわけですね。そして、保健所の規模が小さい中核市では医師や保健師の人事が停滞しがちなので、NATSローテーションを組めば視野も広がるみたいなことも考えておられるということでもあります。

こういった取組を積極的に総務省としても推進をしていただきたいなというふうに思うわけですが、人口減少や少子高齢化、各地方自治体が管理するインフラの老朽化などが加速化する中で、地方自治体の経営資源、すなわち、施設、インフラや職員等を共同活用するといった取組がこれまで以上に必要になると考えます。

そこで、今後更なる自治体間連携を進めていくために総務省としてはどのように取組を行っている

のか、伺いをいたします。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

今後の市町村間の広域連携については、施設や専門人材の共同活用など丁寧な利害調整が必要ないながら近隣の市町村と連携を強化して、核となる都市がない地域や三大都市圏における取組などを進めていく必要があると考えております。

そのためには、各地域において、長期的、客観的な変化、課題の見通しである地域の未来予測を作成し、住民等も巻き込んで将来のビジョンを共有していくことが重要だと考えております。

そこで、総務省では、地域の未来予測を作成するための参考資料をお示しするとともに、連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域において広域連携を目指す複数の市町村による地域の未来予測の共同作成や、それに基づく施設の共同利用等に要する経費について、令和四年度から特別交付税措置を講ずることとしていたしております。

総務省としては、こうした取組により、広域連携に取り込む地域を更に広げるとともに、各地域における広域連携の内容がより充実したものになるように努めてまいりたいと考えております。

○柳本委員 ありがとうございます。鳩山政務官の方から、そういった連携について交付税措置などの対象として、より幅を広げていただくという話がありました。

その上で、連携中枢都市圏という話も出てきています中で、三大都市圏のお話もいただいたわけでありまして、連携中枢都市圏の中に三大都市圏は、ちよつと、仲間に入れてもらっていないというのか、対象になっていないんですね。そういった意味では、本当に、大都市制度についても、改めて連携という観点からも考えていく必要があるというふうに思うんですね。実は、昨年の十一月十六日に、政令指定都市市長会の方では多様な大都市制度早期実現を求める提言を出しておりまして、いわゆる特別自治市の提言がなされているわけです。

これも、どちらかというと、政令市がちよつと、何かええところ取りをするんちゃうかというような印象もあるんですけど、決してそうではなくて、この連携中枢都市圏と同じような形で、特別自治市になった政令市がまさに中枢機能を担いながら近隣の市町村と連携を強化して、その圏域としての発展を導こうという考え方もありますので、そういった点もしっかりと周知徹底を図りながら特別自治市についての検討も深めていただきたいと思います。これを要望させていただきます。

ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、興水恵一さん。

○興水委員 公明党の興水恵一でございます。

本日は、質問の機会を与えていただきまして、心より感謝を申し上げます。本場にありがとうございます。

早速でございます。質問に入らせていただきます。

初めに、地方創生臨時交付金について質問をさせていただきます。

令和三年度は、地方創生臨時交付金で新型コロナウイルス感染症対策を全面的にバックアップをしていただきました。一方で、同交付金が一般財源の肩代わりになっているケースがあるとの指摘や、同交付金の使途や規模の適正性について疑問視する意見もあります。

そこで、この地方創生臨時交付金が適切に活用されたかどうか等についての検証の在り方について、当局のお考えをお聞かせください。

また、あわせまして、現在もオミクロン株が蔓延している中で、機動的に地方創生臨時交付金の地方への供給が必要になると思いますが、この点についても見解をお聞かせください。

○黒田政府参考人 お答えさせていただきます。

地方創生臨時交付金につきましては、各自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、自由度の高い財源として措置を

されており。

この交付金の中でも、特に地方単独事業分につきましては、これまで、感染防止対策及び事業継続に困っている中小・小規模事業者への支援や、飲食、観光、交通事業者等への支援を行うなど、地域経済やそれを支える事業者を財政面から下支えするとともに、マスク、消毒液の確保など、地域の実情に応じた感染拡大防止策を行ってきたところでございます。

地方単独事業分を活用した事業につきましては、各自自治体にホームページ等で効果を住民に説明するよう要請してきておりますが、国としても、現在、令和二年度に行われた事業につきまして、各地域の感染拡大防止や事業継続、住民生活にどのように活用されたか、その使途や効果等の把握、分析を行っているところでございまして、また、令和三年度、本年度に行う事業も含めまして、今後も検証を進めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして、機動的な供給という御質問をいただいております。

この交付金につきましては、昨年末に成立いたしました補正予算におきまして、飲食店への協力金、これは五兆円、また、PCRの無料化、検査に支援する検査促進枠〇・三兆円を確保をさせていただいております。現在、三十五都道府県に蔓延防止重点措置が適用されておりますが、飲食店への時短要請など、感染抑止策を実施するための財源として活用されているところでございます。

また、このほか、地方創生臨時交付金の地方単独事業分につきましては、今後の感染症の対応や地域経済回復のため、一兆円につきまして、各自自治体に交付限度額を通知し、地域の実情に応じた対応策を講じていただいているところでございします。

今後とも、感染状況に応じて、各自自治体が財政上の不安なく切れ目なき対応ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

無料のPCR検査というの、ある地域で、そのまま発注したら何か最初九千九百円で見積りが出てきて、これはちよつと高いんじゃないかというところで議会でいろいろ審議をして、最終的には三千五十円になった。そういった地域の、地方議会のチェック機能も果たしながら、この臨時交付金が適切に活用されるように進めていただければと思います。

続きまして、そんな中で、令和三年度の感染症対策において財政調整基金が果たした役割についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○前田政府参考人 お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、ほとんどの事業を全額国費対応といたしまして、今し方内閣府の方からも答弁がございましたが、地方自治体の判断によって自由度が高く地方単独事業に取り組むことができる財源として、地方創生臨時交付金も措置されているところでございます。

もとより、地方自治体におけます財政調整基金につきましては、様々な役割がございしますけれども、現下の感染症への対応の下におきましては、感染症対策に係る国からの補助金等が交付されるまでの間の一時的な財源などとして活用されているものと承知しております。不測の事態においても、地方自治体が機動的な財政運営を行うための重要な役割を果たしているものと認識しております。

○興水委員 ありがとうございます。

続きまして、地域社会のデジタル化の推進について伺います。

地方が抱える課題をデジタル実装を通して解決をし、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を一層進めるため、令和四年度地方財政計画の歳出項目といたしまして、令和三年度に引き続き、地域デジタル社会推進費が計上をされました。

がなされ、どのような効果もたらされたのか、その成果等についてお聞かせください。

○田畑副大臣 お答え申し上げます。

地方が抱えます課題をデジタル実装を通じて解決をし、全ての方がデジタル化のメリットを享受できる社会を実現することは大変重要でございます。

現在、自治体におきましても、靴に小型のGPSを内蔵することで高齢者の見守りを行い、地域の安心、安全につながった事例ですとか、センサーやカメラのつきのわなを用いて害獣捕獲を行い、猟友会等の負担軽減につながった事例、また、中山間部に住む買物弱者に対してドローンを活用し商品を配達する取組により、住民の利便性向上が図られた事例など、デジタル実装により地方が抱える課題を解決する取組が進められているところでございます。

総務省におきましては、これらの取組を含め、昨年十二月、各自自治体が地域社会のデジタル化に係る事業を検討する際に参考となるような事例集を公表し、各自自治体に周知を行いました。

また、令和四年度におきましても、地方財政計画の歳出に、引き続き地域デジタル社会推進費を二千億円計上することとしてございます。

今後、地方におけるデジタル実装の取組について、一層推進してまいります。

○興水委員 ありがとうございます。

続きまして、eLTAXについて伺います。

地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末が地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期する必要がある、また、各地方団体においては、基幹税システム等の情報セキュリティ対策を強化する必要があると思っております。

そこで、このように安定して安全にデータを送受信するシステムの構築と管理について、具体的にどのような取組がなされているのか、お聞かせください。

○福岡政府参考人 お答えを申し上げます。

総務省から地方団体に對しまして、総務省が策定するガイドラインを参考に情報セキュリティポリシーを策定するよう要請しており、各地方団体においては、それに基づいて基幹税務システムにおけるセキュリティ確保に努めているものと承知しております。

また、eLTAXにおきましても、通信の暗号化やファイアウォールの設置などのセキュリティ対策を講じた上で、申告データ等の安定的な送受信のため、毎年、繁忙期のアクセス想定数を踏まえた動作確認を実施するなど、必要な措置を講じているところでございます。

今後、eLTAXを活用した申告、納付の更なる増加が見込まれますことから、引き続き、地方税共同機構、地方団体と連携し、安定的なシステムの稼働に万全を期してまいりたいと考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

続きまして、消防防災力の一層の強化について伺います。

令和四年度は、豪雨、台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発し、また、激甚化、広域化する中で、人命に直結する災害時の応急対策がより重要となつていふことを踏まえ、消防防災力を一層強化するため、緊急防災・減災事業費の対象事業が拡充されました。

ここで、消防本部における災害対応ドローンの整備も対象事業になりますが、具体的に、どのような仕様のドローンをどのように活用することが考えられるのか、お聞かせください。

○鳩山大臣政務官 御質問にお答えをさせていただきます。

災害が発生した初期の段階において、ドローンにより俯瞰的視点で被害状況を把握することは、迅速的確な部隊運用につながり、被害の軽減に効果があると考えております。

このことから、全国の消防本部において災害対応ドローンの整備を推進するため、令和四年度から新たに緊急防災・減災事業費の対象に加えるこ

といたしました。

この緊急防災・減災事業債の対象となる災害対応ドローンは、降雨時にも飛行可能とされる一定の防水性能を有すること、災害の推移や消防隊等の活動状況をリアルタイムで把握できるよう、動画撮影が可能なカメラを搭載することを必須要件といたしております。そのほかにも、必要に応じて、赤外線カメラ、ズーム機能、自律制御飛行などの機能を備えることも可能としております。

このような仕様の災害対応ドローンは、多少の悪天候下でも飛行し、リアルタイムで被災状況の把握、消防隊が進入困難なエリアにおける要救助者の捜索や情報収集、土砂災害現場における土砂崩れが発生する危険のある箇所の監視など、災害時の消防活動に有効に活用できるものと考えております。

○興水委員 ありがとうございます。

また、今後は、市町村の単独での体制の整備、消防等の体制の整備に加え、区域を超えた広域的な連携も必要かと思えます。消防の広域連携における取組の状況についてお聞かせください。

また、あわせまして、消防の分野においても、緊急通報への対応や現場の救急車の急病人等の搬送先の検索など、ＡＩ等を活用した支援体制の整備も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

○小宮政府参考人 お答えいたします。

小規模な消防本部におきましては、出動体制に境界があるなど、消防の体制として必ずしも十分でない場合が多く、また、昨今、人口減少が進む一方、大規模災害が頻発している現状を踏まえ、消防の広域化や連携協力をこれまで以上に推進していく必要があると考えております。

消防庁といたしましては、これまで、消防指令センターの整備を始めとする広域化などに伴い必要となる経費に対する財政措置、また、消防広域化推進アドバイザーの派遣などを通じて必要な支援に取り組んでまいりました。

こうした取組により、平成十八年に消防の広域化が法律上位置づけられて以降、これまで、五十地域において広域化が実現し、全国の消防本部の数は八百一十本部から七百二十四本部に減少したほか、連携協力につきましては、現在、四十七地域、百九十五の本部において消防指令センターの共同運用が実施されているなど、取組が進められております。

令和四年度は、消防指令センターの共同運用に取り組み市町村などに対する都道府県の支援に要する経費につきまして、特別交付税措置を講じるほか、財政措置の拡充を行うこととしており、今後とも消防の広域化及び連携協力を積極的に進めてまいります。

次に、消防庁では、現在、消防研究センターにおきまして、迅速な救急搬送のための救急隊の配置にＡＩを活用することにつきまして研究開発を行っております。

令和二年度は、名古屋市消防局におきまして二週間の実証実験を行いまして、令和三年度は、札幌市の消防局を対象といたしまして効果を検証するシミュレーションを行いました。今後、より長期間にわたる実証実験を行うことなどによりまして、実用化に結びつけてまいりたいと考えております。

また、令和三年度の補正予算及び令和四年度の当初予算案におきましては、一一九番通報の受信の際の画像、動画、データの活用、さらにはＡＩ技術の活用可能性など、消防指令システムの高度化に向けた検討や、また、救急業務におけるマインバーカードの活用、さらには、災害に強い防災情報基盤の整備として消防庁被害情報収集・共有システムの整備などに取り組むこととしております。

今後とも、ＡＩ技術、ＩＯＴ技術などのデジタル技術を活用することにより、消防防災の高度化を推進してまいります。

○興水委員 どうもありがとうございます。よろしく願います。

続きまして、公立病院経営強化の推進について伺います。

医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充において、看護師等の医療従事者の派遣を追加し、派遣元病院に対する措置を拡充することとしております。

そこで、そもそも、公立病院の医師や看護師の確保に対する支援もまずその前に必要かと思えますが、この点についての現状と今後について伺います。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

まず、医師の確保について申し上げますと、各都道府県が策定をします医師確保計画、これに基づいた取組、具体的には、医師不足の地域におきまして、一定期間勤務することを約束して入学を促すといった地域枠、こういったものがありまして、修学の資金の貸与といった取組を支援しております。また、それ以外に、臨床研修や専門研修、こういった医師の養成課程におきましても、都道府県の定員を設定するといった取組で地域の偏在を是正する、こういったことも進めております。

また一方で、看護職員に関しましては、復職支援ですとか定着の促進といったことを目的とした看護師の養成所や病院内の保育所の運営などに対する財政支援も行っているところでございまして、厚生労働省といたしましては、こういった取組を通じて、医師、看護師の確保に努めているところでございます。

○興水委員 ありがとうございます。

そして、今回のこの措置におきまして、経営統合に伴うシステム統合をする場合とか、あるいは電子カルテの統一、そういったものにも経費を追加するとされておりますが、この点につきまして、セキュリティ上、安全なシステムを導入するためには、やはり専門的なそういった支援、技術的なそういったサポートが必要かと思えますが、この点についてはどのように考えているのか、伺います。

○大坪政府参考人 お答え申し上げます。

医療機関間の情報連携、今精力的に進めているところですが、情報のセキュリティ、これは大変重要な課題だというふうに認識をしております。

厚生労働省では、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン、これを平成十七年から公表しております。医療機関が医療情報を扱うときの安全対策として実施すべき内容、こういったものの周知を行っております。まさに、ただいま、制度的な動向や技術的な動向を踏まえて、今年度末までに改正を行っているところでございます。昨今、医療機関へのサイバー攻撃、これも多様化をしております。こういったシステム障害に備えたバックアップデータの保存の徹底などといった項目を盛り込むことも予定をしております。

それ以外に、医療機関における情報セキュリティに関する御理解を深めていただくために、研修を行ったりですとか、あと、研修に活用できるような研修教材や動画、こういったものを公開するなどして医療機関の支援を行っているところでございます。

○興水委員 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、貯留機能保全区域の指定について伺います。

治水対策においては、事前防災の観点から進めることが重要であり、この貯留機能保全区域制度の活用を含め、今後の流域治水対策をどのように進めていくお考えなのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

近年の気候変動の影響による水害の激甚化、頻発化に対応するためには、災害を未然に防ぐ事前防災対策をスピーディーに実施することがますます重要となっております。

このため、全国の河川で、河道掘削や樹木伐採等により、洪水が流下する能力を早期に向上させるとともに、遊水地や輪中堤等の整備、雨水の貯

留施設や貯留機能保全区域等の、流域でためる対策も活用するなど、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を早急に進めてまいります。

これらの対策を、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策も活用して強力に推進することにより、水害、水災害に強い国土づくりに全力で取り組んでまいります。

○興水委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○赤羽委員長 以上で本日の質疑は終了いたしました。

次回は、来る十五日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十一分散会